⑭　四国地方整備局（港湾空港関係を除く。）において、元請けとして完成した工事がある場合は、工事成績評定通知書による評定点の平均が過去２年度（令和元・２年度）間連続で60点未満でないこと。

⑮　申請書の提出に併せて技術協力業務に関する参考見積書を提出した者であること。

3　優先交渉権者に関する事項

⑴　技術提案の評価に関する基準　本建設工事の評価項目、評価基準及び技術評価点は次のとおりとする。

ａ　技術協力業務の実施に関する提案

ｂ　主たる事業課題に関する提案能力

ｃ　不測の事態の想定、対応力に関する提案能力

上記ａ、ｂ及びｃに関する技術提案について評価する。

⑵　優先交渉権者の選定方法　3⑴ａ、ｂ及びｃの評価項目について、ａの満点を40点、ｂの満点を40点、ｃの満点を40点として、評価基準に従って評価し、その内容に応じた技術評価点を与える。

この技術評価点の最も高い者を優先交渉権者とする。

4　手続等

⑴　担当部局　〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課契約係長　電話087―851―8061（内線2526）

⑵　説明書の交付期間及び方法　令和４年４月12日から令和４年６月13日まで、入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。

入札説明書等ダウンロードシステムのアドレスは次のとおりである。

https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/

⑶　申請書及び技術資料の提出期間、場所及び方法　令和４年４月12日から令和４年６月13日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和４年４月12日から令和４年６月13日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に上記４⑴に直接持参すること。

⑷　技術協力業務の契約及び見積合せ　優先交渉権者の選定後、見積合せを実施したうえで、技術協力業務についての委託契約を締結する。

技術協力業務の委託契約を締結するに当たり、発注者と優先交渉権者の間で、技術協力業務終了後の工事契約に向けた価格交渉に関する基本協定を締結するものとする。

見積りの日時及び場所並びに方法等については、優先交渉権者にのみ通知する。

5　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金

１）技術協力業務　免除

２）建設工事　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行高松支店）。なお、契約保証金の額は、請負代金額の10分の３とする。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　四国地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　四国地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、契約変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による（契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるＶＥ方式。）。

⑷　配置予定技術者の確認　ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、本建設工事契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び技術資料の差し替えは認められない。

⑸　手続きにおける交渉の有無　無

⑹　契約書作成の要否　要

⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑻　技術提案書及び技術協力業務に関する参考見積書について、ヒアリング等を行う。

⑼　優先交渉権者の活動状況等の把握　支店又は営業所が競争参加資格要件を満たして優先交渉権者として選定された場合、発注者が指示する資料を速やかに提出すること。

なお、資料の提出がない場合は工事情報を減点する等の措置をとる場合がある。

⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑾　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、交渉権者選定通知の日において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑿　本案件に関係する四国地方整備局（港湾空港部除く。）及び山鳥坂ダム工事事務所の発注者支援業務等の契約者等（契約者及び契約予定者となったコンサルタント（設計共同体の各構成員及び業務に従事する技術員の派遣元及び出向元を含む。）をいう。以下同じ。）及び当該発注者支援業務の契約者等と資本面・人事面で関係があると認められる者は、本案件に参加することができない。なお、「本案件に参加」とは、本案件の競争に参加すること及び本案件の下請けとして参加することをいう。

⒀　詳細は説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Niwa Katsuhiko Director General of Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Yamatosaka dam tunnel construction

⑷　Time-limit for the submission of appllication tunnforms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 13 June 2022

⑸　Contact point for tender documentation : Contract Division, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―33 Sunport Takamatsu-City, Kagawa-Prefecture 760―8554, TEL 087―851―8061 ex, 2526

調　達　予　定

入札公告（公示）予定の公示

令和４年度当初において判明している80万ＳＤＲ以上の物品等又は特定役務の調達に係る入札公告（公示）の予定を次のとおり公示します。なお、本公示内容は予定であり、本公示に掲載されていない調達であっても、年度途中において80万ＳＤＲ以上となるものがあり得ます。

令和４年４月11日

[掲載順序]

①品目分類番号　②調達物品・サービス及び数量　③調達方法　④入札公告（公示）の予定時期　⑤担当部局

①Classification of the products or services to be procured　②Nature and quantity of the products or services to be procured　③Type of the procurement　④Expected date of the public notice of the tender　⑤Contact point for the notice

○契約責任者　東日本高速道路株式会社　東北支社長　八木　茂樹

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　04

①16　②料金収受機械　370台　③購入等　④10月　⑤東日本高速道路株式会社　東北支社　技術部　調達契約課　〒983―8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡１－１－１　電話022―395―7574

①17　②トラクターショベル　12台　③購入等　④７月　⑤上記⑤に同じ